

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>用語の意義 スキャナ保存・・・・・・・・法第4条第3項((国税関係書類の電磁的記録による保存))の承認を受けている国税関係書類に係る電磁的記録による保存をいう。</p> <p>目次 第1章 通則 (省 略)</p> <p>第2章 適用要件 法第4条((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等))関係 4-13 整然とした形式及び明瞭な状態の意義 4-21 一の入力単位の意義 4-22 <u>タイムスタンプ</u>と電磁的記録の関連性の確保 4-23 <u>タイムスタンプ</u>の有効性を保持するその他の方法の例示 4-24 認定業務 4-25 スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の適用 4-26 スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の特例 4-27 スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の方法 4-28 入力を行う者等の意義 <u>(削 除)</u> <u>(削 除)</u> <u>(削 除)</u> 4-29 <u>入力者等の情報の確認の意義</u> 4-30 <u>それぞれ別の者が行う体制の意義</u> 4-31 <u>定期的な検査を行う体制の意義</u> 4-32 帳簿書類間の関連性の確保の方法 4-33 関連する国税関係帳簿 法第5条((国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)) 関係 (省 略)</p>	<p>用語の意義 スキャナ保存・・・・・・・・法第4条第3項の承認を受けている国税関係書類に係る電磁的記録による保存をいう。</p> <p>目次 第1章 通則 (同 左)</p> <p>第2章 適用要件 法第4条((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等))関係 4-13 整然とした形式及び<u>明りょうな</u>状態の意義 4-22 一の入力単位の意義 4-24 <u>電子署名</u>と電磁的記録の関連性の確保 4-26 <u>電子署名</u>の有効性を保持するその他の方法の例示 4-29 認定業務 4-30 スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の適用 4-31 スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の特例 4-32 スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の方法 4-23 入力を行う者の意義 4-25 <u>電子署名の失効に類する事由の例示</u> 4-27 <u>読み取る際の意義</u> 4-28 <u>タイムスタンプの付し方</u> <u>(新 設)</u> <u>(新 設)</u> <u>(新 設)</u> 4-33 帳簿書類間の関連性の確保の方法 4-21 関連する国税関係帳簿 法第5条((国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)) 関係 (同 左)</p>

改正後	改正前
<p>第3章 申請手続等</p> <p>法第6条((電磁的記録による保存等の承認の申請等))関係 <u>(削除)</u></p> <p>法第7条((電磁的記録による保存等の承認に係る変更))関係 (省略)</p> <p>法第8条((電磁的記録による保存等の承認の取消し))関係 (省略)</p> <p>第4章 電子取引 (省略)</p> <p>第1章 通則</p> <p>法第2条((定義))関係 (電子取引の範囲)</p> <p>2-3 法第2条第6号((電子取引の意義))に規定する「電子取引」には、取引情報が電磁的記録の授受によって行われる取引は通信手段を問わず<u>全て</u>該当するのであるから、例えば、次のような取引も、これに含まれることに留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) いわゆるEDI取引 (2) インターネット等による取引 (3) 電子メールにより取引情報を授受する取引(添付ファイルによる場合を含む。) (4) インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引 <p>第2章 適用要件</p> <p>法第4条((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等))関係 (保存義務者が開発したプログラムの意義)</p> <p>4-10 規則第3条第1項第3号((システム関係書類等の備付け))(同条第2項及び第5項第<u>7</u>号において準用する場合を含む。)に規定する「保存義務者が開発したプログラム」とは、保存義務者が主体となってその責任において開発したプログラムをいい、システム開発業者に委託して開発したのも、これに含まれることに留意する。</p>	<p>第3章 申請手続等</p> <p>法第6条((電磁的記録による保存等の承認の申請等))関係 <u>6-5 経過措置の適用</u></p> <p>法第7条((電磁的記録による保存等の承認に係る変更))関係 (同左)</p> <p>法第8条((電磁的記録による保存等の承認の取消し))関係 (同左)</p> <p>第4章 電子取引 (同左)</p> <p>第1章 通則</p> <p>法第2条((定義))関係 (電子取引の範囲)</p> <p>2-3 法第2条第6号((電子取引の意義))に規定する「電子取引」には、取引情報が電磁的記録の授受によって行われる取引は通信手段を問わず<u>すべて</u>該当するのであるから、例えば、次のような取引も、これに含まれることに留意する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) いわゆるEDI取引 (2) インターネット等による取引 (3) 電子メールにより取引情報を授受する取引(添付ファイルによる場合を含む。) (4) インターネット上にサイトを設け、当該サイトを通じて取引情報を授受する取引 <p>第2章 適用要件</p> <p>法第4条((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等))関係 (保存義務者が開発したプログラムの意義)</p> <p>4-10 規則第3条第1項第3号((システム関係書類等の備付け))(同条第2項及び第5項第<u>5</u>号において準用する場合を含む。)に規定する「保存義務者が開発したプログラム」とは、保存義務者が主体となってその責任において開発したプログラムをいい、システム開発業者に委託して開発したのも、これに含まれることに留意する。</p>

改正後	改正前
<p>(備付けを要するシステム関係書類等の範囲)</p> <p>4-11 規則第3条第1項第3号イからニまで((システム関係書類等の備付け)) (同条第2項及び第5項第7号において準用する場合を含む。)に掲げる書類は、それぞれ次に掲げる書類をいう。</p> <p>なお、当該書類を書面以外の方法により備え付けている場合であっても、その内容を同条第1項第4号((電子計算機等の備付け等)) (同条第2項において準用する場合を含む。以下4-12及び4-13において同じ。)に規定する電磁的記録の備付け及び保存をする場所並びに同条第5項第6号((スキャナ保存における電子計算機等の備付け等))に規定する電磁的記録の保存をする場所 (以下4-12において「保存場所」という。)で、画面及び書面に、速やかに出力することができることとしているときは、これを認める。</p> <p>(1) 同条第1項第3号イに掲げる書類 システム全体の構成及び各システム間のデータの流れなど、電子計算機による国税関係帳簿書類の作成に係る処理過程を総括的に記載した、例えば、システム基本設計書、システム概要書、フロー図、システム変更履歴書などの書類</p> <p>(2) 同号ロに掲げる書類 システムの開発に際して作成した (システム及びプログラムごとの目的及び処理内容などを記載した)、例えば、システム仕様書、システム設計書、ファイル定義書、プログラム仕様書、プログラムリストなどの書類</p> <p>(3) 同号ハに掲げる書類 入出力要領などの具体的な操作方法を記載した、例えば、操作マニュアル、運用マニュアルなどの書類</p> <p>(4) 同号ニに掲げる書類 入出力処理 (記録事項の訂正又は削除及び追加をするための入出力処理を含む。) の手順、日程及び担当部署並びに電磁的記録の保存等の手順及び担当部署などを明らかにした書類</p> <p>(電磁的記録の保存場所に備え付ける電子計算機及びプログラムの意義)</p> <p>4-12 規則第3条第1項第4号及び第5項第6号((電子計算機等の備付け等))に規定する「当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム」とは、必ずしも法第6条第1項又は第2項((電磁的記録による保存等の承認の申請等))に規定する「電子計算機及びプログラム」を指すものではないことに留意する。</p> <p>(注) 規則第3条第1項第4号及び第5項第6号の規定の適用に当たり、保</p>	<p>(備付けを要するシステム関係書類等の範囲)</p> <p>4-11 規則第3条第1項第3号イからニまで((システム関係書類等の備付け)) (同条第2項及び第5項第5号において準用する場合を含む。)に掲げる書類は、それぞれ次に掲げる書類をいう。</p> <p>なお、当該書類を書面以外の方法により備え付けている場合であっても、その内容を同項第4号((電子計算機等の備付け等)) (同条第2項において準用する場合を含む。以下4-12及び4-13において同じ。)に規定する電磁的記録の備付け及び保存をする場所並びに同条第5項第4号((スキャナ保存における電子計算機等の備付け等))に規定する電磁的記録の保存をする場所 (以下4-12において「保存場所」という。)で、画面及び書面に、速やかに出力することができることとしているときは、これを認める。</p> <p>(1) 同条第1項第3号イに掲げる書類 システム全体の構成及び各システム間のデータの流れなど、電子計算機による国税関係帳簿書類の作成に係る処理過程を総括的に記載した、例えば、システム基本設計書、システム概要書、フロー図、システム変更履歴書などの書類</p> <p>(2) 同号ロに掲げる書類 システムの開発に際して作成した (システム及びプログラムごとの目的及び処理内容などを記載した)、例えば、システム仕様書、システム設計書、ファイル定義書、プログラム仕様書、プログラムリストなどの書類</p> <p>(3) 同号ハに掲げる書類 入出力要領などの具体的な操作方法を記載した、例えば、操作マニュアル、運用マニュアルなどの書類</p> <p>(4) 同号ニに掲げる書類 入出力処理 (記録事項の訂正又は削除及び追加をするための入出力処理を含む。) の手順、日程及び担当部署並びに電磁的記録の保存等の手順及び担当部署などを明らかにした書類</p> <p>(電磁的記録の保存場所に備え付ける電子計算機及びプログラムの意義)</p> <p>4-12 規則第3条第1項第4号及び第5項第4号((電子計算機等の備付け等))に規定する「当該電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム」とは、必ずしも法第6条第1項((電磁的記録による保存等の承認の申請等))に規定する「<u>国税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機及びプログラム</u>」を指すものではないことに留意する。</p> <p>(注) 規則第3条第1項第4号及び第5項第4号の規定の適用に当たり、保</p>

改正後	改正前
<p>存場所に電磁的記録が保存等をされていない場合であっても、例えば、保存場所に備え付けられている電子計算機と法第6条第1項に規定する国税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機とが通信回線で接続されているなどにより、保存場所において電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、それぞれの要件に従った状態で、速やかに出力することができるときは、当該電磁的記録は保存場所に保存等がされているものとして取り扱う。</p> <p>(整然とした形式及び明瞭な状態の意義)</p> <p>4-13 規則第3条第1項第4号((電子計算機等の備付け等))及び規則第4条第1項第4号((マイクロフィルムリーダープリンタの備付け等))に規定する「<u>整然とした形式及び明瞭な状態</u>」とは、書面により作成される場合の帳簿書類に準じた規則性を有する形式で出力され、かつ、出力される文字を容易に識別することができる状態をいう。</p> <p>(検索機能の意義)</p> <p>4-14 規則第3条第1項第5号((検索機能の確保))(同条第2項及び第5項第7号において準用する場合を含む。)に規定する「<u>電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能</u>」とは、蓄積された記録事項から設定した条件に該当する記録事項を探し出すことができ、かつ、検索により探し出された記録事項のみが、ディスプレイの画面及び書面に、<u>整然とした形式及び明瞭な状態</u>で出力される機能をいう。この場合、検索項目について記録事項がない電磁的記録を検索できる機能を含むことに留意する。</p> <p>(範囲を指定して条件を設定することの意義)</p> <p>4-16 規則第3条第1項第5号ロ((検索機能の確保))(同条第2項及び第5項第7号において準用する場合を含む。)に規定する「<u>その範囲を指定して条件を設定することができる</u>」とは、課税期間(国税通則法第2条第9号((定義))に規定する課税期間をいう。以下6-1において同じ。)ごとの国税関係帳簿書類別に日付又は金額の任意の範囲を指定して条件設定を行い検索ができることをいうことに留意する。</p>	<p>存場所に電磁的記録が保存等をされていない場合であっても、例えば、<u>当該</u>保存場所に備え付けられている電子計算機と法第6条第1項に規定する国税関係帳簿書類の作成に使用する電子計算機とが通信回線で接続されているなどにより、保存場所において電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、それぞれの要件に従った状態で、速やかに出力することができるときは、当該電磁的記録は保存場所に保存等がされているものとして取り扱う。</p> <p>(整然とした形式及び明りょうな状態の意義)</p> <p>4-13 規則第3条第1項第4号((電子計算機等の備付け等))及び規則第4条第1項第4号((マイクロフィルムリーダープリンタの備付け等))に規定する「<u>整然とした形式及び明りょうな状態</u>」とは、書面により作成される場合の帳簿書類に準じた規則性を有する形式で出力され、かつ、出力される文字を容易に識別することができる状態をいう。</p> <p>(検索機能の意義)</p> <p>4-14 規則第3条第1項第5号((検索機能の確保))(同条第2項及び第5項第5号において準用する場合を含む。)に規定する「<u>電磁的記録の記録事項の検索をすることができる機能</u>」とは、蓄積された記録事項から設定した条件に該当する記録事項を探し出すことができ、かつ、検索により探し出された記録事項のみが、ディスプレイの画面及び書面に、<u>整然とした形式及び明りょうな状態</u>で出力される機能をいう。この場合、検索項目について記録事項がない電磁的記録を検索できる機能を含むことに留意する。</p> <p>(範囲を指定して条件を設定することの意義)</p> <p>4-16 規則第3条第1項第5号ロ((検索機能の確保))(同条第2項及び第5項第5号において準用する場合を含む。)に規定する「<u>その範囲を指定して条件を設定することができる</u>」とは、課税期間(国税通則法第2条第9号((定義))に規定する課税期間をいう。以下6-1において同じ。)ごとの国税関係帳簿書類別に日付又は金額の任意の範囲を指定して条件設定を行い検索ができることをいうことに留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(二以上の任意の記録項目の組合せの意義)</p> <p>4-17 規則第3条第1項第5号ハ((検索機能の確保))(同条第5項第7号において準用する場合を含む。)に規定する「二以上の任意の記録項目を組み合わせる条件を設定することができる」とは、個々の国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の記録事項を検索するに当たり、当該国税関係帳簿書類に係る主要な記録項目から少なくとも二の記録項目を任意に選択して、これを検索の条件とする場合に、いずれの二の記録項目の組合せによっても条件を設定することができることをいうことに留意する。</p> <p>(入力すべき記載事項の特例)</p> <p>4-18 法第4条第3項((国税関係書類の電磁的記録による保存))の適用に当たっては、国税関係書類の表裏にかかわらず、印刷、印字又は手書きの別、文字・数字・記号・符号等の別を問わず、何らかの記載があるときは入力することとなるが、書面に記載されている事項が、取引によって内容が変更されることがない定型的な事項であり、かつ、当該記載されている事項が規則第3条第5項第6号((スキャナ保存における電子計算機等の備付け等))に規定する電磁的記録の保存をする場所において、同一の様式の書面が保存されていることにより確認できる場合には、当該記載されている事項以外の記載事項がない面については入力しないこととしても差し支えないこととする。</p> <p>(一の入力単位の意義)</p> <p>4-21 規則第3条第5項第2号ロ((タイムスタンプ))に規定する「一の入力単位」とは、複数枚で構成される国税関係書類は、その<u>全ての</u>ページをいい、台紙に複数枚の国税関係書類(レシート等)を貼付した文書は、台紙ごとをいうことに留意する。</p> <p>(タイムスタンプと電磁的記録の関連性の確保)</p> <p>4-22 規則第3条第5項第2号ロ((タイムスタンプ))に規定する「タイムスタンプ」は、当該タイムスタンプを付した国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の訂正又は削除を行った場合には、当該タイムスタンプを検証することによってこれらの事実を確認することができるものでなければならないことに留意する。</p>	<p>(二以上の任意の記録項目の組合せの意義)</p> <p>4-17 規則第3条第1項第5号ハ((検索機能の確保))(同条第5項第5号において準用する場合を含む。)に規定する「二以上の任意の記録項目を組み合わせる条件を設定することができる」とは、個々の国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の記録事項を検索するに当たり、当該国税関係帳簿書類に係る主要な記録項目から少なくとも二の記録項目を任意に選択して、これを検索の条件とする場合に、いずれの二の記録項目の組合せによっても条件を設定することができることをいうことに留意する。</p> <p>(入力すべき記載事項の特例)</p> <p>4-18 法第4条第3項((国税関係書類の電磁的記録による保存))の適用に当たっては、国税関係書類の表裏にかかわらず、印刷、印字又は手書きの別、文字・数字・記号・符号等の別を問わず、何らかの記載があるときは入力することとなるが、書面に記載されている事項が、取引によって内容が変更されることがない定型的な事項であり、かつ、当該記載されている事項が規則第3条第5項第4号((スキャナ保存における電子計算機等の備付け等))に規定する電磁的記録の保存をする場所において、同一の様式の書面が保存されていることにより確認できる場合には、当該記載されている事項以外の記載事項がない面については入力しないこととしても差し支えないこととする。</p> <p>(一の入力単位の意義)</p> <p>4-22 規則第3条第5項第2号ロ((電子署名))に規定する「一の入力単位」とは、複数枚で構成される国税関係書類は、その<u>すべての</u>ページをいい、台紙に複数枚の国税関係書類(レシート等)を貼付した文書は、台紙ごとをいうことに留意する。</p> <p>(電子署名と電磁的記録の関連性の確保)</p> <p>4-24 規則第3条第5項第2号ロ((電子署名))に規定する「電子署名」は、当該電子署名を行った国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項の訂正又は削除を行った場合には、当該電子署名を検証することによってこれらの事実を確認することができるものでなければならないことに留意する。</p>

改正後	改正前
<p><u>(削除)</u></p> <p><u>(タイムスタンプの有効性を保持するその他の方法の例示)</u></p> <p>4-23 規則第3条第5項第2号ロ(1) <u>((タイムスタンプ))</u> に規定する「その他の方法」とは、<u>国税関係書類に係る電磁的記録に付したタイムスタンプが当該タイムスタンプを付した時と同じ状態にあることを当該国税関係書類の保存期間を通じて確認できる措置をいう。</u></p>	<p><u>また、同号ハ((タイムスタンプ))に規定する「タイムスタンプ」についても、当該タイムスタンプを検証することによって訂正又は削除を行った事実を確認することができるものでなければならないことに留意する。</u></p> <p><u>(電子署名の失効に類する事由の例示)</u></p> <p>4-25 規則第3条第5項第2号ロ(2) <u>((電子署名))</u> に規定する「その他これらに類する事由」とは、次のような事由がこれに該当する。</p> <p>(1) <u>商業登記法第12条の2第7項の規定により届出ができることとなった場合</u></p> <p>(2) <u>商業登記規則第33条の12第1項第1号(第3号の場合を除く。)及び第2号に該当することとなった場合</u></p> <p>(3) <u>商業登記規則第33条の13第1項に規定する電子証明書の使用を休止した場合(使用を再開した場合を除く。)</u></p> <p>(4) <u>商業登記規則第33条の16の規定により電子証明書の証明をするのが相当地でなくなった場合</u></p> <p><u>なお、規則第3条第5項第2号ロ(2)の規定の適用に当たっては、電子署名を行った時に失効等していないことが必要であることを規定していることに留意する。</u></p> <p><u>(電子署名の有効性を保持するその他の方法の例示)</u></p> <p>4-26 規則第3条第5項第2号ロ(3) <u>((電子署名))</u> に規定する「その他の方法」とは、<u>国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項に行った電子署名が同号ロ(1)及び(2)を満たしている期間内に、当該電子署名が当該電子署名を行った時と同じ状態にあることを当該国税関係書類の保存期間を通じて確認することができるようにする措置をいう。</u></p> <p><u>このような措置としては、例えば、電子署名を行った日時が特定でき、次の情報を電子署名に係る電子証明書の有効期間内かつ失効していないうちに取得した上で、取得したこれらの情報にタイムスタンプを付すなどして、情報を取得した日時及び変更がされていないことを確認することができる状態で当該情報を保存する方法がこれに該当する。</u></p> <p>(1) <u>電子署名に係る電子証明書</u></p> <p>(2) <u>電子署名に係る電子証明書の認証パスに存在する認証局の電子証明書</u></p>

改正後	改正前
<p>(スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の適用)</p> <p>4-25 規則第3条第5項第2号三((スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保))に規定する「国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合」とは、既に保存されている電磁的記録を訂正又は削除した場合をいうのであるから、例えば、受領した国税関係書類の書面に記載された事項の訂正のため、相手方から新たに国税関係書類を受領しスキャナで読み取った場合などは、新たな電磁的記録として保存しなければならないことに留意する。</p> <p>(スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の特例)</p> <p>4-26 規則第3条第5項第2号三((スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保))に規定する「国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合」とは、スキャナで読み取った国税関係書類の書面の情報の訂正又は削除を行った場合をいうのであるが、書面の情報(書面の訂正の痕や修正液の痕等を含む。)を損なうことのない画像の情報の訂正は含まれないことに留意する。</p> <p>(スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の方法)</p> <p>4-27 規則第3条第5項第2号三((スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保))に規定する「これらの事実及び内容を確認することができる」とは、電磁的記録を訂正した場合は、例えば、上書き保存されず、訂正した後の電磁的記録が新たに保存されること、又は電磁的記録を削除しようとした場合は、例えば、当該電磁的記録は削除されずに削除したという情報が新たに保存されることをいう。</p> <p>したがって、スキャナで読み取った最初のデータと保存されている最新のデータが異なっている場合は、その訂正又は削除の履歴及び内容の<u>全て</u>を確認することができる<u>必要がある</u>ことに留意する。</p> <p>なお、削除の内容の<u>全て</u>を確認することができるとは、例えば、削除したという情報が記録された電磁的記録を抽出し、内容を確認することができることをいう。</p>	<p>(スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の適用)</p> <p>4-30 規則第3条第5項第2号ホ((スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保))に規定する「国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合」とは、既に保存されている電磁的記録を訂正又は削除した場合をいうのであるから、例えば、受領した国税関係書類の書面に記載された事項の訂正のため、相手方から新たに国税関係書類を受領しスキャナで読み取った場合などは、新たな電磁的記録として保存しなければならないことに留意する。</p> <p>(スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の特例)</p> <p>4-31 規則第3条第5項第2号ホ((スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保))に規定する「国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項について訂正又は削除を行った場合」とは、スキャナで読み取った国税関係書類の書面の情報の訂正又は削除を行った場合をいうのであるが、書面の情報(書面の訂正の痕や修正液の痕等を含む。)を損なうことのない画像の情報の訂正は含まれないことに留意する。</p> <p>(スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保の方法)</p> <p>4-32 規則第3条第5項第2号ホ((スキャナ保存における訂正削除の履歴の確保))に規定する「これらの事実及び内容を確認することができる」とは、電磁的記録を訂正した場合は、例えば、上書き保存されず、訂正した後の電磁的記録が新たに保存されること、又は電磁的記録を削除しようとした場合は、例えば、当該電磁的記録は削除されずに削除したという情報が新たに保存されることをいう。</p> <p>したがって、スキャナで読み取った最初のデータと保存されている最新のデータが異なっている場合は、その訂正又は削除の履歴及び内容の<u>すべて</u>を確認することができることに留意する。</p> <p>なお、削除の内容の<u>すべて</u>を確認することができるとは、例えば、削除したという情報が記録された電磁的記録を抽出し、内容を確認することができることをいう。</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>(入力を行う者等の意義)</u></p> <p><u>4-28</u> 規則第3条第5項第3号((入力者等情報の確認))に規定する「入力を行う者」とは、スキャナで読み取った画像が当該国税関係書類と同等であることを確認する入力作業をした者をいい、また、「その者を直接監督する者」とは、当該入力作業を直接に監督する責任のある者をいうのであるから、例えば、企業内での最終決裁権者ではあるが、当該入力作業を直接に監督する責任のない管理職の者(経理部長等)はこれに当たらないことに留意する。</p> <p>また、当該入力作業を外部の者に委託した場合には、委託先における入力を行う者又はその者を直接監督する者の<u>情報を確認することができる必要があることに留意する。</u></p> <p>なお、規則第8条第1項第1号《タイムスタンプ及び入力者等の確認》に規定する「保存を行う者」又は「その者を直接監督する者」の適用についても、同様に扱う。</p> <p><u>(入力者等の情報の確認の意義)</u></p> <p><u>4-29</u> 規則第3条第5項第3号((入力者等の情報の確認))に規定する「入力を行う者又はその者を直接監督する者に関する情報を確認することができるようにしておくこと」とは、これらの者を特定できるような事業者名、役職名、所属部署名及び氏名などの身分を明らかにするものの電磁的記録又は書面により、確認することができるようにしておくことに留意する。</p> <p><u>(それぞれ別の者が行う体制の意義)</u></p> <p><u>4-30</u> 規則第3条第5項第4号イに規定する「各事務について、それぞれ別の者が行う体制」とは、各事務に関する職責をそれぞれ別の者にさせるなど、明確な事務分掌の下に相互にけんせいが機能する事務処理の体制がとられていることが必要であることをいうのであるから留意する。</p> <p><u>(定期的な検査を行う体制の意義)</u></p> <p><u>4-31</u> 規則第3条第5項第4号ロに規定する「定期的な検査を行う体制」とは、定期的な検査が行われるまでの間は、スキャナ保存を行った国税関係書類の紙を保存する必要があることに留意する。</p>	<p><u>(入力を行う者の意義)</u></p> <p><u>4-23</u> 規則第3条第5項第2号ロ((電子署名))に規定する「入力を行う者」とは、スキャナで読み取った画像が当該国税関係書類と同等であることを確認する入力作業をした者をいい、また、「その者を直接監督する者」とは、当該入力作業を直接に監督する責任のある者をいうのであるから、例えば、企業内での最終決裁権者ではあるが、当該入力作業を直接に監督する責任のない管理職の者(経理部長等)はこれに当たらないことに留意する。</p> <p>なお、当該入力作業を外部の者に委託した場合には、委託先における入力を行う者又はその者を直接監督する者の<u>電子署名を行うこととなることに留意する。</u></p> <p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(新 設)</u></p> <p><u>(新 設)</u></p>

改正後	改正前
<p>(帳簿書類間の関連性の確保の方法)</p> <p>4-32 規則第3条第5項第5号((帳簿書類間の関連性の確保))に規定する「関連性を確認することができる」とは、例えば、相互に関連する書類及び帳簿の双方に伝票番号、取引案件番号、工事番号等を付し、その番号を指定することで、書類又は国税関係帳簿の記録事項がいずれも確認できるようにする方法等によって、原則として<u>全ての</u>国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項と国税関係帳簿の記録事項との関連性を確認することができることをいう。</p> <p>この場合、関連性を確保するための番号等が帳簿に記載されていない場合であっても、他の書類を確認すること等によって帳簿に記載すべき当該番号等が確認でき、かつ、関連する書類が確認できる場合には帳簿との関連性が確認できるものとして取り扱う。</p> <p>(注) 結果的に取引に至らなかった見積書など、帳簿との関連性がない書類についても、帳簿と関連性を持たない書類であるということを確認することができる必要があることに留意する。</p> <p>(関連する国税関係帳簿)</p> <p>4-33 規則第3条第5項第5号((帳簿書類間の関連性の確保))に規定する「関連する国税関係帳簿」には、例えば、次に掲げる国税関係書類の種類に応じ、それぞれ次に定める国税関係帳簿がこれに該当する。</p> <p>(1) 契約書 契約に基づいて行われた取引に関連する帳簿(例：売上の場合は売掛金元帳等)等</p> <p>(2) 領収書 経費帳、現金出納帳等</p> <p>(3) 請求書 買掛金元帳、仕入帳、経費帳等</p> <p>(4) 納品書 買掛金元帳、仕入帳等</p> <p>(5) 領収書控 売上帳、現金出納帳等</p> <p>(6) 請求書控 売掛金元帳、売上帳、得意先元帳等</p> <p>(4ポイントの文字が認識できることの意義)</p> <p>4-34 規則第3条第5項第6号ニ((スキヤナ保存における電子計算機等の備付け等))の規定は、<u>全ての</u>国税関係書類に係る電磁的記録に適用されるのであるから、日本工業規格X6933 <u>又は国際標準化機構の規格12653-3に準拠し</u></p>	<p>(帳簿書類間の関連性の確保の方法)</p> <p>4-33 規則第3条第5項第3号((帳簿書類間の関連性の確保))に規定する「関連性を確認することができる」とは、例えば、相互に関連する書類及び帳簿の双方に伝票番号、取引案件番号、工事番号等を付し、その番号を指定することで、書類又は国税関係帳簿の記録事項がいずれも確認できるようにする方法等によって、原則として<u>すべての</u>国税関係書類に係る電磁的記録の記録事項と国税関係帳簿の記録事項との関連性を確認することができることをいう。</p> <p>この場合、関連性を確保するための番号等が帳簿に記載されていない場合であっても、他の書類を確認すること等によって帳簿に記載すべき当該番号等が確認でき、かつ、関連する書類が確認できる場合には帳簿との関連性が確認できるものとして取り扱う。</p> <p>(注) 結果的に取引に至らなかった見積書など、帳簿との関連性がない書類についても、帳簿と関連性を持たない書類であるということを確認することができる必要があることに留意する。</p> <p>(関連する国税関係帳簿)</p> <p>4-21 規則第3条第5項第1号ロ((入力方法))に規定する「関連する国税関係帳簿」には、例えば、次に掲げる国税関係書類の種類に応じ、それぞれ次に定める国税関係帳簿がこれに該当する。</p> <p>(1) 契約書 契約に基づいて行われた取引に関連する帳簿(例：売上の場合は売掛金元帳等)等</p> <p>(2) 領収書 経費帳、現金出納帳等</p> <p>(3) 請求書 買掛金元帳、仕入帳、経費帳等</p> <p>(4) 納品書 買掛金元帳、仕入帳等</p> <p>(5) 領収書控 売上帳、現金出納帳等</p> <p>(6) 請求書控 売掛金元帳、売上帳、得意先元帳等</p> <p>(4ポイントの文字が認識できることの意義)</p> <p>4-34 規則第3条第5項第4号ニ((スキヤナ保存における電子計算機等の備付け等))の規定は、<u>すべての</u>国税関係書類に係る電磁的記録に適用されるのであるから、日本工業規格X6933 <u>の</u>テストチャートを同項第2号の電子計算</p>

改正後	改正前
<p>たテストチャートを同項第2号の電子計算機処理システムで入力し、同項第6号に規定するカラーディスプレイの画面及びカラープリンタで出力した書面でこれらのテストチャートの画像を確認し、4ポイントの文字が認識できる場合の当該電子計算機処理システム等を構成する各種機器等の設定等で全ての国税関係書類を入力し保存を行うことをいうことに留意する。</p> <p>なお、これらのテストチャートの文字が認識できるか否かの判断に当たっては、拡大した画面又は書面で行っても差し支えない。</p> <p>(スキヤナ保存の検索機能における主要な記録項目)</p> <p>4-35 規則第3条第5項第7号((準用))の規定により読み替えられた同条第1項第5号イ((検索機能の確保))に規定する「取引年月日その他の日付、取引金額その他の国税関係書類の種類に応じた主要な記録項目」には、例えば、次に掲げる国税関係書類の区分に応じ、それぞれ次に定める記録項目がこれに該当する。</p> <p>なお、検索は国税関係書類の種類別にできることを要することに留意する。</p> <p>(1) 領収書 領収年月日、領収金額、取引先名称 (2) 請求書 請求年月日、請求金額、取引先名称 (3) 納品書 納品年月日、品名、取引先名称 (4) 注文書 注文年月日、注文金額、取引先名称 (5) 見積書 見積年月日、見積金額、取引先名称</p> <p>(注) 一連番号等を国税関係帳簿書類に記載又は記録することにより規則第3条第5項第5号((帳簿書類間の関連性の確保))の要件を確保することとしている場合には、当該一連番号等により国税関係帳簿(法第4条第1項((国税関係帳簿の電磁的記録による保存等))又は第5条第1項((国税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等))の承認を受けているものに限る。)の記録事項及び国税関係書類(法第4条第3項の承認を受けているものに限る。)を検索することができる機能が必要となることに留意する。</p> <p>法第5条((国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)) 関係 (索引簿の備付けの特例)</p>	<p>機処理システムで入力し、同項第4号に規定するカラーディスプレイの画面及びカラープリンタで出力した書面でテストチャートの画像を確認し、4ポイントの文字が認識できる場合の当該電子計算機処理システム等を構成する各種機器等の設定等ですべての国税関係書類を入力し保存を行うことをいうことに留意する。</p> <p>なお、テストチャートの文字が認識できるか否かの判断に当たっては、拡大した画面又は書面で行っても差し支えない。</p> <p>(スキヤナ保存の検索機能における主要な記録項目)</p> <p>4-35 規則第3条第5項第5号((準用))の規定により読み替えられた同条第1項第5号イ((検索機能の確保))に規定する「取引年月日、その他の日付け、取引金額その他の国税関係書類の種類に応じた主要な記録項目」には、例えば、次に掲げる国税関係書類の区分に応じ、それぞれ次に定める記録項目がこれに該当する。</p> <p>なお、検索は国税関係書類の種類別にできることを要することに留意する。</p> <p>(1) 領収書 領収年月日、領収金額、取引先名称 (2) 請求書 請求年月日、請求金額、取引先名称 (3) 納品書 納品年月日、品名、取引先名称 (4) 注文書 注文年月日、注文金額、取引先名称 (5) 見積書 見積年月日、見積金額、取引先名称</p> <p>(注) 一連番号等を国税関係帳簿書類に記載又は記録することにより規則第3条第5項第3号((帳簿書類間の関連性の確保))の要件を確保することとしている場合には、当該一連番号等により国税関係帳簿(法第4条第1項((国税関係帳簿の電磁的記録による保存等))又は第5条第1項((国税関係帳簿の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等))の承認を受けているものに限る。)の記録事項及び国税関係書類(法第4条第3項の承認を受けているものに限る。)を検索することができる機能が必要となることに留意する。</p> <p>法第5条((国税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)) 関係 (索引簿の備付けの特例)</p>

改正後	改正前
<p>5-1 規則第4条第1項第2号((索引簿の備付け))の規定の適用に当たり、次に掲げる場合には、同号の要件を満たすものとして取り扱う。</p> <p>(1) 日本工業規格Z6007に規定する計算機出力マイクロフィッシュ(以下5-1において「COMフィッシュ」という。)を使用している場合において、COMフィッシュのヘッダーに同号に規定する事項が明瞭に出力されており、かつ、COMフィッシュがフィッシュアルバムに整然と収納されている場合</p> <p>(2) 規則第4条第1項第5号((電磁的記録の並行保存等))に規定する「電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能が確保されている場合(当該機能が確保されている期間に限る。)</p> <p>(注) 索引簿の備付方法については、4-11の本文なお書に掲げる方法と同様の方法によることを認める。</p>	<p>5-1 規則第4条第1項第2号((索引簿の備付け))の規定の適用に当たり、次に掲げる場合には、同号の要件を満たすものとして取り扱う。</p> <p>(1) 日本工業規格Z6007に規定する計算機出力マイクロフィッシュ(以下5-1において「COMフィッシュ」という。)を使用している場合において、COMフィッシュのヘッダーに同号に規定する事項が明瞭に出力されており、かつ、COMフィッシュがフィッシュアルバムに整然と収納されている場合</p> <p>(2) 規則第4条第1項第5号((電磁的記録の並行保存等))に規定する「電子計算機出力マイクロフィルムの記録事項の検索をすることができる機能が確保されている場合(当該機能が確保されている期間に限る。)</p> <p>(注) 索引簿の備付方法については、4-11の本文なお書に掲げる方法と同様の方法によることを認める。</p>
<p>第3章 申請手続等</p> <p>法第6条((電磁的記録による保存等の承認の申請))関係 <u>(削除)</u></p>	<p>第3章 申請手続等</p> <p>法第6条((電磁的記録による保存等の承認の申請))関係 <u>(経過措置の適用)</u></p> <p>6-5 法第6条第2項及び第5項第3号((電磁的記録による保存等の承認の申請等))に規定する申請書の提出期限等に係るe-文書整備法附則第3条((電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律の一部改正に伴う経過措置))の規定は、この規定がないこととした場合の申請書の提出期限が平成18年3月31日以前に到来するものについて適用があることに留意する。</p>
<p>法第7条((電磁的記録による保存等の承認に係る変更))関係 (法第5条第3項による保存を取りやめる場合の手続き)</p> <p>7-2 法第5条第3項((電磁的記録による保存から電子計算機出力マイクロフィルムによる保存への移行))の承認を受けている国税関係帳簿書類については、取りやめの届出書を提出した場合でも、法第4条第1項又は第2項((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等))の承認の効力は存続するのであるが、当該取りやめの届出書を提出した日において、保存すべき期間(この法律による承認を受けている期間に限る。)の<u>全て</u>の期間にわたる電磁的記録を保存していないときは、法第8条第1項第1号((電磁的記録による保存等</p>	<p>法第7条((電磁的記録による保存等の承認に係る変更))関係 (法第5条第3項による保存を取りやめる場合の手続き)</p> <p>7-2 法第5条第3項((電磁的記録による保存から電子計算機出力マイクロフィルムによる保存への移行))の承認を受けている国税関係帳簿書類については、取りやめの届出書を提出した場合でも、法第4条第1項又は第2項((国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等))の承認の効力は存続するのであるが、当該取りやめの届出書を提出した日において、保存すべき期間(この法律による承認を受けている期間に限る。)の<u>すべて</u>の期間にわたる電磁的記録を保存していないときは、法第8条第1項第1号((電磁的記録による保存等</p>

改正後	改正前
<p>の承認の取消し))の取消事由に該当することに留意する。</p> <p>(注) 1 この場合において、電磁的記録による保存等についても取りやめようとする場合には、法第4条第1項又は第2項の承認に係る取りやめの届出書を併せて提出することとなることに留意する。</p> <p>2 法第5条第3項の承認に係る取りやめの届出書を提出しようとする国税関係帳簿書類が二以上ある場合において、保存すべき期間の<u>全て</u>の期間にわたる電磁的記録が保存されているかどうかは、個々の国税関係帳簿書類ごとに判定することに留意する。</p> <p>法第8条((電磁的記録による保存等の承認の取消し))関係 (省 略)</p> <p>第4章 電子取引</p> <p>法第10条((電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存))関係 (電磁的記録等により保存すべき取引情報)</p> <p>10-1 法第10条((電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存))の規定の適用に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>(1) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録は、ディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び<u>明瞭</u>な状態で出力されることを要するのであるから、暗号化されたものではなく、受信情報にあってはトランスレータによる変換後、送信情報にあっては変換前のもの等により保存することを要する。</p> <p>(2) 取引情報の授受の過程で発生する訂正又は加除の情報を個々に保存することなく、確定情報のみを保存することとしている場合には、これを認める。</p> <p>(3) 取引情報に係る電磁的記録は、あらかじめ授受されている単価等のマスター情報を含んで出力されることを要する。</p> <p>(4) 見積りから決済までの取引情報を、取引先、商品単位で一連のものに組み替える、又はそれらの取引情報の重複を排除するなど、合理的な方法により編集(取引情報の内容を変更することを除く。)をしたものを保存することとしている場合には、これを認める。</p> <p>(注) いわゆるEDI取引において、電磁的記録により保存すべき取引情報は、一般に「メッセージ」と称される見積書、注文書、納品書及び支払</p>	<p>等の承認の取消し))の取消事由に該当することに留意する。</p> <p>(注) 1 この場合において、電磁的記録による保存等についても取りやめようとする場合には、法第4条第1項又は第2項の承認に係る取りやめの届出書を併せて提出することとなることに留意する。</p> <p>2 法第5条第3項の承認に係る取りやめの届出書を提出しようとする国税関係帳簿書類が二以上ある場合において、保存すべき期間の<u>すべて</u>の期間にわたる電磁的記録が保存されているかどうかは、個々の国税関係帳簿書類ごとに判定することに留意する。</p> <p>法第8条((電磁的記録による保存等の承認の取消し))関係 (同 左)</p> <p>第4章 電子取引</p> <p>法第10条((電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存))関係 (電磁的記録等により保存すべき取引情報)</p> <p>10-1 法第10条((電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存))の規定の適用に当たっては、次の点に留意する。</p> <p>(1) 電子取引の取引情報に係る電磁的記録は、ディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び<u>明り</u>ような状態で出力されることを要するのであるから、暗号化されたものではなく、受信情報にあってはトランスレータによる変換後、送信情報にあっては変換前のもの等により保存することを要する。</p> <p>(2) 取引情報の授受の過程で発生する訂正又は加除の情報を個々に保存することなく、確定情報のみを保存することとしている場合には、これを認める。</p> <p>(3) 取引情報に係る電磁的記録は、あらかじめ授受されている単価等のマスター情報を含んで出力されることを要する。</p> <p>(4) 見積りから決済までの取引情報を、取引先、商品単位で一連のものに組み替える、又はそれらの取引情報の重複を排除するなど、合理的な方法により編集(取引情報の内容を変更することを除く。)をしたものを保存することとしている場合には、これを認める。</p> <p>(注) いわゆるEDI取引において、電磁的記録により保存すべき取引情報は、一般に「メッセージ」と称される見積書、注文書、納品書及び支払</p>

改正後	改正前
<p>通知書等の書類に相当する単位ごとに、一般に「データ項目」と称される注文番号、注文年月日、注文総額、品名、数量、単価及び金額等の各書類の記載項目に相当する項目となることに留意する。</p>	<p>通知書等の書類に相当する単位ごとに、一般に「データ項目」と称される注文番号、注文年月日、注文総額、品名、数量、単価及び金額等の各書類の記載項目に相当する項目となることに留意する。</p>